

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	電波環境技術調査用役務 (BMD) (データ解析)	開発LPSE58458-8
		作成 平成30年10月12日
		改正 令和6年2月26日
		令和6年3月28日
	作成部隊等名	航空開発実験集団

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、電子開発実験群が実施する電波環境技術調査用役務（BMD）に関する電波環境技術調査で取得したデータの解析及び電波干渉対策に必要な会社技術支援について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、C&LPSEY00010によるほか、次による。

1.2.1 電波環境技術調査

調査対象場所周辺の電波の周波数、電力、到来方向、利用状況の調査

1.2.2 電波環境技術調査機能

データ解析用電子計算機システム（DACS）内の機能の一部であり、無線局の覆域等を解析する機能

1.2.3 BMD

弾道ミサイル防衛

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、入札書又は見積書の提出後引用文書に改正等があり、適用させる必要がある場合には、分任支出負担行為担当官（以下、“分支担当官”という。）を通じて調達要求元と協議する。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C&LPSEY00010 整備技術利用共通仕様書

b) 法令等

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

装備品等秘密の指定等に関する訓令（防衛省訓令第10号令和6年3月12日）

航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達（昭和57年航空自衛隊達第5号）

IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通達）（空幕装第17号令和3年2月8日）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号令和4年3月31日）

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

役務の内容は、次による。

- a) 電波環境測定データの解析に関する技術支援
- b) 電波環境測定データの解析精度向上に関する技術支援
- c) 電波環境技術調査機能を活用した電波干渉対策の報告書作成に関する技術支援

2.2 役務の実施場所、人員、工数及び期間

役務実施場所、人員、工数及び期間は、表1による。

2.3 臨時技術員の資格

臨時技術員（以下，“技術員”という。）の資格は、電波環境技術調査で取得したデータを解析する際に必要な技術及び無線工学に関する知識の豊富な者であるとともに、防衛省の機関等による適格性確認等を完了しているものとする。

2.4 技術員の改善

契約の相手方は、監督官を通じて分支担官から技術員の改善を求められた場合は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

3 監督・検査

監督及び検査は、分支担官が定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 技術員届

契約の相手方は、臨時技術員届を作成し、航空開発実験集団司令部研究開発部技術課長の確認を受けた後、分支担官の確認を受け、技術員に携行させるものとする。

4.2 IT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応

契約の相手方は、役務の実施に当たりIT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通達）に基づき、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み、組込み、その他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行う。

4.3 本役務の実施体制

契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する個人（以下、“業務従事者”という。）を確保すること。
- b) 履行に必要な設備等を準備できること。
- c) 業務従事者が本役務を実施するのに必要な知識及び技術等を有すること。
- d) 業務従事者が、4.3 b)に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- e) 4.3 c)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

4.4 秘密保全

契約の相手方は、役務の実施に際し、直接又は間節に防衛省の定める秘密事項に関する場合は、**秘密保全に関する訓令**によるほか、分支担官が定めるところにより秘密保全を行い、万全の注意を払わなければならない。

4.5 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**における別紙“**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項**”及び添付資料“**調達における情報セキュリティ基準**”に基づき、（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約の履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制。
- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制。
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制。

4.6 立入制限場所への立入

部隊長の定めた立入制限場所への立入る必要がある技術員は、**航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達**の定めるところにより、立入りを許可された者でなければならない。

4.7 官側における支援

契約の相手方は、現地作業において支援を必要とする場合には事前に調整のうえ、次の事項について無償で支援を受けることができる。

- a) 部隊等内の事務室の利用
- b) 現地における電力及び水の利用
- c) 隊内電話の利用
- d) 関連する技術指令書等の閲覧

4.8 不具合発生時の処置

契約の相手方は、役務の履行に際し不具合が発生した場合は、不具合内容を記載した書類を現地部隊の監督官の確認を得た後、分支担官に申し出る。

4.9 仕様書の疑義

この仕様書について疑義が生じた場合には、監督官を通じて分支担官に申し出る。

品 名	電波環境技術調査用役務（BMD）（データ解析）
-----	-------------------------

表 1－役務実施場所，人員，工数及び期間

役務実施場所	人員（最大）	工数（最大）	期間
電子開発実験群 （府中基地）	2人／日	1,650.75H	契約締結後 ～ 令和7年3月31日
注記：原則として土曜日，日曜日及び祝日の役務は実施しない。 また，1日の役務時間は，役務実施場所の日課時限を基準とする。			

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	装調-6
	調 達 要 求 番 号	DP2501202404019006
	調 達 要 求 年 月 日	令和6年 4月 1日
	作 成 部 課	航空開発実験集団
	作 成 年 月	令和6年 4月
品 名	電波環境技術調査用役務 (BMD) (データ解析)	
仕 様 書 番 号	開発LPS-E58458-8	

1 指定事項

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号令和4年3月31日）添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報

保護すべき情報を次のとおり指定する。

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
1	電波環境測定データ	実測データ及び理論解析に基づくデータ	契約履行の過程で生成される情報で、解釈や分析により左記を類推できる場合は対象とする。	2.1 a) 及び b) のデータに含まれる。
2	電波環境技術調査機能	機能に含まれるデータベースに基づく電波諸元	契約履行の過程で使用する情報で、解釈や分析により左記を類推できる場合は対象とする。	2.1 c) の作業のために使用する機能に含まれる。
3	電波干渉対策報告書	電波環境測定データに基づく与干渉・被干渉の判定結果及びその具体的な干渉対策	契約履行の過程で生成される情報で、解釈や分析により左記を類推できる場合は対象とする。	2.1 c) の作業中の報告書に含まれる。